

山形県観光パンフレット製作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

山形県観光パンフレット製作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的

本業務は、主に県外の方に対し山形県への来訪のきっかけとなるよう、本県観光の魅力を発信し、本県へのさらなる観光誘客を図るため、山形県観光パンフレット（以下「パンフレット」という。）を製作するもの。パンフレットは主に、県内外の観光案内所への設置や、県内外での観光プロモーションイベント等を通じて一般消費者へ配布するほか、旅行会社へのプロモーションで使用する。

4 委託業務の内容

旅マエの旅行者に対する本県への観光誘客を図るため、文字数を最小限にしつつ、「共感」と「ストーリー性」を重視した写真メインの構成とし、紙媒体で概要をつかみ、二次元コード等で必要な最新情報にすぐアクセスできる「紙×デジタル」の相乗効果のあるパンフレットを製作する。

(1) 業務の範囲

①デザイン・内容の企画調整

- ・パンフレットのデザインを行うとともに、下記(3)に示す掲載項目をベースとして、具体的な掲載内容の調整を行うこと。
- ・パンフレットのタイトルは「やまがたへの旅」とし、パンフレットラックに配架した際に見えるよう、表紙の上部に掲載すること。また、本県の魅力が伝わるコピー文を作成し、パンフレットの表紙に掲載すること。
- ・デザイン、コピー文及び掲載内容の決定にあたっては、発注者と協議の上、決定すること。

②掲載内容の取材、写真の撮影・調達

- ・上記①のデザイン等を踏まえ、パンフレットに掲載する四季折々の内容の取材、写真の撮影を行うこと。パンフレットに掲載する内容については、県内4地域（庄内・最上・村山・置賜）の地域バランスを考慮すること。
- ・取材先については、協議により決定すること。
- ・撮影取材については予備日等余裕を持った行程を設けることとし、天候等諸条件が悪い場合や、撮影した写真のイメージが著しく悪い場合は、再度撮影取材を指示する場合があることに留意すること。ロケハン及び撮影取材（再撮影を含む）、取材に関わる費用は全て本業務に含むこととする。
- ・読者の観光意欲に訴求し、かつ読者が掲載コンテンツを体験した場合のイメージが付きやすいよう、各ページの主な写真には、モデルが写った写真を使用すること。
- ・写真は受注者自らが撮影したものを使用すること。本業務において受注者が撮影した写真は全て発注者へ納品し、受注者は、本件写真に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）を、納品時に（代金支払時に）発注者に譲渡するとともに、受注者は、本件写真に係る著作者人格権を行使しないものとする。なお、受

注者と従業員との間で従業員が撮影した写真の著作権を受注者に譲渡すること及び従業員が著作権者人格権を行使しないことを内容とする契約が締結されていること。また、受注者とモデルとの間で、発注者に対しても肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他人格権を行使しないことを内容とする契約が締結されていること。

③パンフレット内容の校正

- ・パンフレットのデザインや内容について、発注者との校正のやりとりを複数回行うこと。

④印刷・発送

- ・デザインや内容等の校了後のパンフレットを50,000部印刷すること。なお、完成後は発注者の指示があるまで自社倉庫等に保管すること。納期の時期については、発注者の指示する部数を指示のあったときに指定の場所へ都度納品すること。
- ・印刷にあたっては、色校正を最低1回行うこと。

⑤工程管理

- ・上記①～④の業務遂行に係るスケジュールを示すこと。

(2) 規格等

製作するパンフレットの規格は以下のとおりとする。

イ 判型 A4判 中綴じ16ページ

ロ 紙の種類 マットコート紙90kgもしくは左記に準じるもの

ハ 色番 全ページ4色カラー

(3) 掲載項目

製作するパンフレットの各ページで掲載する項目は、以下を基本とする。

【表紙】

- ・タイトル（やまがたへの旅）
- ・コピー文
- ・モデルが写っており、県内観光地を背景にしたインパクトのある写真1枚を掲載

【中面】

（1～2ページ）簡易的な県内観光マップの掲載（県内主要な観光地間の移動所要時間がわかる工夫をすること）、県内に5つあるポケモンマンホール「ポケふた」の紹介

（3～4ページ）県内の美食をテーマに映える写真を複数枚掲載すること。掲載した美食について、詳細は二次元コードから確認ができるものとし、適切なHPの二次元コードを掲載すること。

（5～6ページ）県内の美酒をテーマに映える写真を複数枚掲載すること。掲載した美酒について、詳細は二次元コードから確認ができるものとし、適切なHPの二次元コードを掲載すること。

（7～8ページ）県内の温泉をテーマに映える写真を複数枚掲載すること。掲載した温泉について、詳細は二次元コードから確認ができるものとし、適切なHPの二次元コードを掲載すること。

（9～10ページ）県内の自然・アクティビティをテーマに映える写真を複数枚掲載すること。掲載した自然・アクティビティについて、詳細は二次元コードから確認ができるものとし、適切なHPの二次元コードを掲載すること。

（11～12ページ）県内の精神文化をテーマに映える写真を複数枚掲載すること。掲載した精神文化について、詳細は二次元コードから確認ができるものとし、適切なHPの二次元コードを掲載すること。

（13～14ページ）下記の項目をカレンダー形式で紹介すること。

- ・各月3～5つ程度のイベント（イベント名、日付、市町村名、各月1枚程度の写真の掲載）

- ・フルーツや野菜等の旬の食材（イラストや写真の掲載）
- ・体験コンテンツ（コンテンツ名、市町村名、各月 1 枚程度の写真）

【裏表紙】

- ・モデルが写っており、県内観光地を背景にしたインパクトのある写真 1 枚を掲載
- ・県公式観光サイト「やまがたへの旅」(<https://yamagatakanko.com/>)、県公式観光サイト「やまがたへの旅」内アクセス情報 (<https://yamagatakanko.com/transport/>)、県公式観光サイト「やまがたへの旅」内モデルコース (<https://yamagatakanko.com/itineraries/>)、山形県ふるさと納税 (<https://www.pref.yamagata.jp/110010/kensei/zaisei/zei/furusatonouzei/index.html>) の二次元コードの掲載
- ・簡易的な観光マップは中面に掲載しているが、詳細な観光マップ情報のへの誘導（二次元コード等）の掲載
- ・問い合わせ先の掲載（やまがた観光情報センター）

※具体的なイメージは別紙を参照。

（参考）発注者が想定する作業スケジュール

【令和 7 年度】

令和 8 年 1 月～3 月 取材・撮影

【令和 8 年度】

令和 8 年 4 月～12 月 取材・撮影

令和 9 年 1 月 原稿作成

令和 9 年 2 月 印刷

令和 9 年 2 月下旬 納品

5 成果品の種類、納入場所及び納入期限

受注者は、業務完了に係る成果品として、下記(1)(2)及び(3)の書類を令和 8 年 3 月 31 日（火）まで、下記(4)(5)(6)(7)及び(8)を令和 9 年 3 月 31 日（水）まで提出すること。

【令和 7 年度】

- (1) 業務完了報告書：2 部
- (2) 業務実施状況に関する報告書：2 部
- (3) 撮影した写真の電子データ一式（jpg形式）を格納した光学メディア

【令和 8 年度】

- (4) 業務完了報告書：2 部
- (5) 業務実施状況に関する報告書：2 部
- (6) 令和 8 年度中に撮影した写真の電子データ一式（jpg形式）を格納した光学メディア
- (7) 完成したパンフレット
- (8) 完成したパンフレットの電子データ（PDF形式）

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意を処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費は、受注者において負担すること。
- (3) パンフレットに係る著作権はすべて発注者に譲渡すること。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 受注者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合

を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (6) 受注者は、本業務(再委託した場合を含む)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例(平成12年10月13日山形県条例第62号)を遵守しなければならない。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (9) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (10) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、やまがた観光キャンペーン推進協議会事務局と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。

(2)

(4)~(12)

3～4：美食
5～6：美酒
7～8：温泉
9～10：自然・アクティビティ
11～12：精神文化

(裏表紙)

- ・写真(1枚)
- ・インパクトのある写真
- ・人物が写っておりストーリー性や動きを感じられる写真
- ・地域バランスを考慮

以下、二次元コード掲載
やまがたへの旅、アクセス情報、モデルコース、車旅(詳細なマップ)、ふるさと納税